



うきうき コドモックル

季刊 第21号



2012年

平成24年10月16日（火）

2012ロンドンオリンピック 女子レスリング48kg級 金メダリスト

小原日登美選手が慰問にいらっしゃいました！



超一流のアスリートとの貴重な時間を共有できました。ご来訪いただき本当にありがとうございました。



子どもたちひとりひとりに話しかけられ、本物の金メダルを見せて触らせて下さいました。

母子入院での作業療法（OT）

作業療法士 藤田真紀

みなさん、コドモックルで行われている「母子入院」をご存知ですか？

母子入院とは、お子さんと保護者の方が一緒に入院をされ、お子さんのこころとからだの発達にあわせた関わりや、いろいろな遊びを学んでいただき、ご家庭での生活に活かしていただくためのものです。お子さん同士・保護者同士のふれあいや交流の中から、さまざまなことを学んでいただくことを目的としており、医師・看護師・保育士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が各々の専門的立場からサポートさせていただいております。

今回はこの母子入院での作業療法（OT）について少し紹介させていただきます。

作業療法は、その人が生き活きとした生活を送れるよう、仕事・遊び日常的な生活行為などさまざまな「作業」を通して、こころとからだを元気にするリハビリテーションです。

子どもたちにとっての「作業」は「遊び」がほとんど。母子入院での作業療法ではその「遊び」を育てていくお手伝いをしたいと考えています。子どもにとって「遊び」はとても大切な活動です。「遊び」を通して生活の中で必要な動きを少しずつ学んでいきます。たとえばご飯を食べること・洋服を着ること・お友達と遊ぶこと、などたくさんの活動に必要な「力」を遊びの中からも獲得しているのです。この「遊び」や「日常動作」の実現に必要な、からだの動きやおすわりなどの姿勢を保つための力、見ること・聞くこと・触ることなどのいろいろな感覚を感じとる力がうまく働くよう、私たち作業療法士は日々のリハビリに取り組んでいます。子どもたちが自分の持っている力を精一杯発揮しながら環境に働きかけ、試行錯誤を繰り返しながら「やりたい気持ち（動き）」を叶えていくこと、そして「楽しみ」の幅を広げながら豊かな生活を送れるよう関わりを続けていきたいと考えています。

作業療法って…？リハビリって…？と思われる方もいらっしゃるかもしれません。何かありましたら、お気軽にスタッフに声をかけてください。

児童福祉法の一部改正について（平成24年4月1日）

障害児の福祉サービスについて、従来は障害者自立支援法の中で定められていましたが、4月からは、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」の2つとして、児童福祉法に規定されるようになりました。

「障害児通所支援」は、障害児の通所による支援ですが、内容が大幅に変更され、次のような枠組みになりました。

① 児童発達支援

児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与すること

② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行うこと

③ 放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること

④ 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること

「障害児入所支援」は、障害児の入所による支援ですが、次のような枠組みになりました。

①福祉型障害児入所施設

提供するサービス：保護、日常生活の指導、知識技能の付与

従来の「知的障害児施設」「第2種自閉症児施設」「盲ろうあ児施設」「肢体不自由児療護施設」です。

②医療型障害児入所施設

提供するサービス：保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

従来の「第1種自閉症児施設」「肢体不自由児施設」「重症心身障害児施設」です。

コドモックルの療育部門（2階）は、「肢体不自由児施設」から「医療型障害児入所施設」になりました。

